

07 ワークライフバランス

- 子育てや介護中の職員が利用可能な制度はもちろん、それ以外の職員も利用できる「**フレックスタイム制**」や「**テレワーク**」などの各種制度があり、柔軟な働き方が可能です。

両立支援のための制度(一例)

結婚・妊娠したら

●結婚したときに利用できる制度

- 結婚休暇(5日以内)

●妊娠中の女性職員が利用できる制度

- 一定の要件を満たした女性職員は、以下のような制度を利用することができます。
 - ①深夜勤務・時間外勤務の制限
 - ②健康診査等のための職務専念義務免除
 - ③通勤緩和等



子育て・介護のために

●フルタイム勤務のまま勤務時間帯を変更するための制度

- 早出遅出勤務、休憩時間の短縮
(一定の要件を満たす子育て・介護で利用可)

●子の看護、家族の介護のための休暇制度

- 子の看護休暇、短期介護休暇
(対象者1人につき年5日(最大10日))
- 介護休暇(6か月以内)



出産のときには

●女性職員のための休暇制度

- 産前休暇(6週間)
- 産後休暇(8週間)

●男性職員のための休暇制度

- 配偶者出産休暇(2日以内)
- 育児参加のための休暇(5日以内)



育児のために

●育児に専念するための制度

- 育児休業
(子が3歳に達するまで取得可)

●勤務時間をフルタイムより短くするための制度

- 育児短時間勤務、育児時間
(子が小学校就学の始期に達するまで取得可)

